

令和7年度

事業計画書

彦根市社協の基本理念

おたがいさんの関係を築き 「共に暮らせるまち ひこね」を目指します

暮らしや福祉の課題を他人のこととせず、互いに自分のこととして考え、誰もが支え、支えられる“おたがいさん”の関係を築くことができ、様々な人たちが安心して共に暮らし続けることができるまち「ひこね」を目指します。

4つの行動ビジョン

本会は、基本理念を実現するため下記の4つの行動ビジョンに取り組みます。

①多様なつながりのなかで、層の厚い支援に取り組みます。

住民や関係機関、事業所等との良好かつ発展的なネットワークの中で、それぞれの持つ強みを活かした支援に取り組んでいきます。

②小さな声にも耳を傾け、新たな課題に取り組みます。

かけがえのない一人ひとりの声に耳を傾け、新たなニーズの把握に努めながら、思いに寄り添った支援に取り組んでいきます。

③笑顔で働き続けられる職場づくりに取り組みます。

職員一人ひとりが組織に誇りを持ち、より良い事業を推進していくため、良好な職場環境づくりに取り組んでいきます。

④持続可能で責任ある組織経営に取り組みます。

「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として、安定した組織基盤を構築・維持しながら、責任ある経営を推進していきます。

令和7年度 社会福祉法人彦根市社会福祉協議会事業計画

I. 基本方針

基本理念として掲げた「おたがいさんの関係を築き『共に暮らせるまち ひこね』を目指します」は、本市を取りまく福祉・生活課題に対し、住民や専門職等と連携しながら、国が掲げる「地域共生社会の実現」も踏まえた本会として進んでいくべき道標であると言えます。

この道標を歩んでいくために、本会では、令和7年度から新たな事業に取り組んでいきます。具体的には、みんなで地域の課題や取組を考える「井戸端会議（テーマ型地域会議）」の開催や、福祉を身近に理解できる場・機会の充実を図っていくための「福祉教育サポーター」の養成を行います。また、ひきこもり状態の予防や早期の社会復帰につなげていく「予防に向けた福祉教育」を若年層向けにメニュー検討するほか、社会的孤立の課題への対応として、頼れる親族がいない高齢者を対象に生活の見守りや死後事務等を依頼できる「見守りあんしんサポート事業」の開始に向けて取り組みます。

このほか、市からの委託事業では、「ヒトと居場所等をつなぐコーディネーター」や「子ども『安心』サポートボランティア」といった地域で活躍するヒトづくりを進めるほか、令和6年度に発足した「助け合い活動ネットワークおたすけ“ひこねっと”」の活動推進、「ひこね見守りネットワーク台帳」のモデル取組の拡充、「地域ではたらく」基礎講座の開催など、住民互助による地域づくりを推進していきます。

こうした事業への取組を通して、令和7年度においても基本理念の実現をめざしつつ、地域福祉推進の中核機関としての役割を果たしていきます。

一方で、令和7年度において、本会では大きく3つの局面を迎えます。

1つ目が「地域福祉推進のための財源確保の取組強化」です。

共同募金では寄付額の半分が地域の事業や県共募の事務的経費などへ充てられる現状であり、「寄付で集まった財源は、彦根市内の地域福祉推進のためにより多く使っていきたい」という思いから、今年度より見直しを行うことになりました。具体的には、本会への賛助会費のほか、善意銀行、子どもの幸せ応援基金などへの寄付の獲得に向け、法人全体で取り組んでいくこととします。寄付いただくハードルは決して低くはないですが、だからこそ、地域にとって“必要”かつ“共感”を得られる事業や取組に向き合い、どんな成果や進展があったかをわかりやすく伝えていくこととします。

2つ目が「令和8年度以降の指定管理業務への応募の判断」です。

北デイサービスセンターは平成18年度から4期にわたり、北老人福祉センターは平成29年度から2期にわたり、それぞれ市から指定管理業務を受けてきました。本年度末で業務期間が終了し、令和8年度以降の指定管理業務の応募が7月頃までに実施されると市から聞き及んでいます。このうち、北デイサービスセンターは当該施設の無償譲渡を応募要件とする可能性について、市から説明がありました。こうした要件次第

では、本会として指定管理業務に応募することが適切かどうかを判断することが必要になります。判断次第では、大きく経営や職員雇用に影響が及ぶことから、市からの詳細な応募要件等が示された段階で判断していきたいと思います。

3つ目が「市の財政難への対応」です。

令和7年度予算では、市において大変厳しい財政状況でありながら、本会への補助・委託ともに前年度と同規模になる見込みです。一方で、市からは「令和8年度以降はさらに財政状況が厳しくなることは必至であり、予算削減は避けられない」との説明を受けています。具体的に、どの部分の補助や委託を削減することになるのか、現時点で市との協議はありませんが、令和8年度以降に向けて本会事業に大きな影響が生じることを見込んでおく必要があります。

これら3つの局面は、本会の財源や人員体制といった組織運営に該当する要素が大きく、また、本年度は理事・評議員の改選期でもあり、さらには職員の人事考課制度の本格運用の開始も予定しているところです。これらの局面を乗り切るために法人全体の体制強化は不可欠であることから、ここ数年不在としていた事務局次長を配置することとします。

最後に、地域福祉の推進を具現化していくには、市や様々な関係機関・団体との連携協力も不可欠です。そのために、お互いに助け合い認め合う“おたがいさんの関係”をしっかりと築きながら、共に歩みを進めていくことを大事にしていきます。

Ⅱ. 令和7年度 重点事項

1 全所属共通ミッション

- 1) 互いに相手の立場や状況を認め、思いやりのある関係を保っていく。ハラスメントのない職場、不得意な分野も自ら学び、成長しようとする職場を目指す。
- 2) 係や立場は違っても、課内の業務は可能な限り共有・協力し合って、事業の継続を目指していく。

2 部門別ミッション

(地域支援部門)

“柔軟性”と“創造性”をもって

- ①地域や活動者と共に多様なつながりを創る
- ②本人（支援を必要とする人）の自分らしさと自立（自律）をめざしたサポートをおこなう

(相談支援課)

事業の中で、培われた関係機関との連携を生かし、一つ一つの相談を広い観点で捉え相談者に寄り添い、解決に向けて職員が協力できる

(相談支援課／地域包括支援センター)

聞く力とつながりを大切にしたい、信頼される包括をめざす

(在宅介護課)

住み慣れた地域でその人らしく 安心して生活できるように支援します

(総務課)

ヒト・モノ・カネ・情報を通じて、組織の維持・向上に貢献する

Ⅲ. 事業計画

○地域支援課事業

[拠点区分：法人運営事業／サービス区分：地域福祉推進事業]

1 地域福祉活動計画推進事業

私たちの暮らすまちが5年後・10年後に「こんな地域であってほしい」という思いをカタチにしていくために策定した『彦根市地域福祉活動計画・第2次計画(以下、計画)に基づく実践取組』を推進していくにあたり、それらに必要な経費を助成することで、地域住民や自治会、学区社協、地域団体、学校・大学、事業所、行政、市社協等がそれぞれの強みを活かしながら、共に連携・協働により実践していく地域づくりを応援していきます。

また、計画に掲げる地域福祉推進の活動理念“多様な「つながり」が「暮らし」と「いのち」を守る”を実現していくために、地域福祉推進委員会での情報共有や意見交換、各実践取組の推進チームをはじめとする各団体・機関での取組や検討を通して、計画に基づく事業の推進と実践を図ります。各学区(地区)では「住民福祉活動計画・第2次計画」について、策定後の活動推進を支援することで、それぞれの地域に根差した住民主体の地域づくりをサポートします。

- ・市域および学区域での計画に基づく実践取組の推進助成
- ・地域福祉推進委員会の開催(年2回)
- ・各実践取組の推進チームによる取組の推進

2 みんなの地域づくり推進事業

彦根市から「重層的支援体制整備事業」の委託を受け、次の(1)から(3)の各事業を実施します。

(1) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

複雑化・複合化した課題を抱えていながらも、課題解決に必要な支援が届いていない人(長期にわたりひきこもりの状態にある人など)に“つながり続ける支援”のため、個別のニーズ対応や関係機関・団体によるネットワーク会議などを実施します。

また、中長期のひきこもり者など複数の機関や専門職が連携し時間をかけて関係構築を図りながら相談支援へつなげていくことが必要なケースに対し、医療・福祉・保健等の各分野の強みを活かしながらアウトリーチ支援の体制を構築していきます。

- ・アウトリーチによる個別ニーズ対応
- ・ひきこもり支援ネットワーク会議の開催
- ・アウトリーチ支援チーム会議の開催
- ・医療と福祉の連携によるアウトリーチ支援体制の構築

(2) 参加支援事業

様々な理由により生きづらさを抱えながらも既存の支援制度・事業では対応できない人や制度・事業の狭間にある個別のニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用して“社会とのつながりづくりに向けた支援”を行います。

多様な社会参加の場や機会を確保するため、情報収集や新たな社会資源の開拓に向けた活動を引き続き行います。自らのニーズを明確化できていない相談者も多いことに留意し、相談者に寄り添うとともに、課題の背景や相談者を取り巻く環境、支援段階に応じた参加の場の提案を行うなど丁寧に関わります。また、事業所や地域に理解を深めてもらえるよう積極的に働きかけ、当事者が抱える生きづらさへの理解を深めるとともに、個々のニーズや状況に応じた丁寧なマッチングやフォローを行い、当事者も受け入れ先の事業所や地域も安心してつながり続けていく土台づくりを実施します。

- ・参加支援による個別ニーズ対応

- ・社会資源の開拓

 - 参加可能な場や機会の情報収集、開拓【拡充】

 - 企業協力金を活用した協力事業所の発掘【拡充】

- ・事業の啓発や理解の促進【新規・拡充】

 - 事業所や地域、関係機関・団体への啓発

 - 本会SNSを用いた情報発信

(3) 地域づくり事業

①世代や属性を超えて交流できる場や個別の課題に応じた居場所の整備

高齢者、障害者、子育て中の親子、ひきこもり状態にある人や生活困窮者など、すべての住民を対象として、地域における交流の場や居場所の確保を進めます。また、生きづらさや特性、生活環境などの様々な理由から、既存の居場所には安心して参加できない子どもを対象に、「個別の課題に応じた多機能型の居場所」の立ち上げを支援するとともに、子どもを居場所で優しく受け止められるヒトづくりを進めます。

- ・多様な居場所の充実

 - 参加しやすい場の情報収集および新たなコミュニティ（つながりや交流の場・機会を設ける活動）の立ち上げ支援

 - 居場所や参加の場にかかる情報一覧の発行

 - 「個別の課題に応じた多機能型の居場所」づくり実施団体への助成【新規】

 - 「子ども『安心』サポートボランティア」養成講座の開催【新規】

②地域における個別の活動や人のコーディネート

住民の創意や主体性を支えつつ、「人と人」、「人と社会資源」をつなぎ、顔の見える関係性や気かけ合う関係性が地域で生まれやすくなるよう働きかけます。また、課題や生きづらさのある人に寄り添いながら、その人が安心して過ごせる居場所等につなぐコーディネーターの養成に取り組みます。さらに、困りごとを早期発見・対応

し、放っておかない社会をつくることをめざし、「見守り合い活動」の拡充と新たな展開に向けた検討を行います。

このほか、少子高齢化や人口減少、単身化が進み、既存のコミュニティによるつながりや交流が減少している中、地域活動の維持や活性化、再構築に向け、必要な情報の提供や話し合い・検討の場づくりをサポートします。さらに、市内で取組が広がっている助け合い活動の拡充と継続、新たな立ち上げや担い手づくりに向け、情報交換やスキルアップのための会議や講座などを開催します。

- ・市民の福祉ニーズや生活課題、社会資源の状況の把握

- ・「人と人」「人と社会資源」をつなぐヒトづくり

 - ヒトと居場所等をつなぐコーディネーター養成講座の開催【新規】

- ・困りごとを早期発見・対応し、放っておかない社会づくり

 - 「福祉なんでも相談（他機関との連携による定期相談やサロン等への出張相談）」の実施【新規】

 - 「ひこね見守り合いネットワーク台帳」のモデル取組の推進【拡充】

 - 「見守り合い活動推進イベント（10周年イベント）」の開催【新規】

- ・住民互助による暮らしの困りごとの助け合い（生活支援）のしくみの構築と定着の支援

 - 「助け合い活動ネットワークおたすけ“ひこねっと”」事業の推進【新規】

 - （ネットワーク会議や安全運転講習等のスキルアップ講座の開催、ひこねっと通信の発行など）

 - 住民互助活動のモデル地区における取組の推進【拡充】

 - 「地域ではたらく」基礎講座の開催【新規】

 - 「暮らしのおたすけ情報誌（仮）」の発行【新規】

③多分野がつながるプラットフォームの展開

様々な関係者がお互いの強みを持ち寄り、お互いのめざす方向性や社会資源を共有し学び合うことにより、それぞれの弱みを補い合うだけでなく、地域における活動の継続性を高め、既存の活動をさらに活性化するとともに、地域づくりの次の展開に向けて働きかけることを目的に、次の事業を実施します。

- ・分野や立場等を超えた“顔の見える関係づくり”や“強みを生かし合う連携”の場・機会づくり

 - 「相談機関交流会」の開催

 - 「ボランティアフェスティバル実行委員会」への開催費助成

 - （地域活動やボランティア活動を行う個人や団体の交流イベントの開催）

- ・身近な地域の5年後10年後を見据えた協議や実践の場・機会

 - 「生活支援体制整備事業・第1層協議体（市域）」の開催

 - 「生活支援体制整備事業・第2層協議体（小学校区域）」の開催

- ・地域づくりに資するイベント等の開催補助【新規】

3 災害に強い地域づくり推進事業

日本各地で自然災害が発生する中、いざというときに「助けて」と言い合える地域づくりの実現に向け、災害発生時に備えた防災・減災にかかる啓発や、災害支援における職員のスキルと実践力の習得を目的とする学びの場を開催し、日頃からの見守り合い・助け合い・支え合いの体制や仕組みづくりを進めます。

また、「災害ボランティアセンターの設置・運営等にかかる協定書」に基づく体制や連携を強化していくための「強化プラン（仮）」を策定します。

- ・学区や自治会での出前講座や防災訓練等における啓発
(防災をきっかけにつなぎづくりを実践している事例を収集し、出前講座メニューの再考)
- ・災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施
- ・災害ボランティアセンター事前学習会（職員・地域向け）の開催
- ・体制や連携の強化に向けた「強化プラン（仮）」の策定

4 子ども・若者支援事業

“幸せは子どもたちが今と未来を生きるために大切なもの”という願いや想いをみんなで応援するカタチとして設置している「子どもの幸せ応援基金」（愛称：はぴとも基金）を活用し、子ども・子育て世帯への応援を目的とする事業を実施します。

- ・子どもの居場所への参加支援（タクシー利用およびボランティアによる送迎）
- ・子どもの幸せにつながる場や機会、活動等を行う団体への公募型応援助成（プチクラファン（指定寄付））
- ・ベビー&キッズ用品、学校必需品リユースの開催支援助成
- ・長期休暇中に支援が必要な子どもへのお弁当配布事業助成
- ・「受験応援セット（中学3年生・高校受験用）」の配付
- ・里親世帯への「こども商品券」の贈呈
- ・マンスリーサポーター向けニュースレターの発行

5 見守り合い活動推進事業

つながりの希薄化等により地域で孤立することなく、平時や災害時に関わらず困ったときや助けてほしいときにSOSを発信でき、受け止められるようなつながりのある地域づくりを進めます。

市内の各自治会において“地域の課題や困りごとの早期発見”ができるよう、日頃からご近所をはじめ住民同士が気かけ合い、見守り合う地域づくりや仕組みづくりを進めます。また、住民同士で解決できない困りごとや課題について、住民と専門職の共有の機会として「見守り会議」を行い、誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりを推進します。地域での困りごとや生活課題は複雑多様化しており、対応や解決に向けた専門職間での情報共有を図ることで地域での見守り合い活動を支援し、誰

もが安心して暮らせる地域づくりを応援します。

- ・地域見守り合い活動推進助成（自治会向け） 実施 3 4 自治会
- ※見守り合い活動＋関係者による見守り会議の実施
新規立ち上げ 5 自治会、再開 5 自治会

6 学区（地区）社協活動推進事業

各学区（地区）社協の活動の推進に向け会長会を開催し、学区（地区）間の情報共有と取組の活性化を図るとともに、各学区（地区）における地域福祉活動に要する事業費を助成します。

また、学区（地区）社協においても担い手不足の課題があることから、地域福祉活動の推進を担う団体としての体制や在り方について話し合う場を設けます。併せて、助成金を活用して“多様なつながりづくり”を効果的に推進する方法を考え、次年度以降の助成内容の見直しに向けた検討を行います。

- ・定例学区（地区）社協会長会の開催
- ・ミニ井戸端会議の開催（会長会内で実施）【新規】
「学区社協の組織体制や在り方」「より効果的な助成金の活用方法」の協議
- ・学区（地区）社協活動助成
（多様なつながりづくり推進事業助成、学区（地区）社協広報啓発事業助成）

7 彦根市社会福祉大会開催事業

社会福祉功労者への表彰および社会福祉協力者に対する感謝状を授与することで、ボランティアや社会福祉活動に携わる市民の意欲や活力の向上を図ります。併せて、被表彰者の活動を広く発信することにより、ボランティア活動に興味・関心を持つ市民の参加につながるきっかけを提供します。

- ・表彰等選考委員会の開催
- ・表彰状および感謝状の授与式の開催

8 地域福祉推進事業

地域福祉を推進していく中核機関である社会福祉協議会としての役割を果たすとともに、地域の“いま”と“これから”を見据えて本会として取り組んでいくことが必要な事業を実践していくために、以下の事業を実施します。

○「井戸端会議（テーマ型地域会議）」の開催【新規】

一人ひとりの働き方や暮らし方、価値観などが大きく変化している中、地域の多様な主体が参画し、みんなで“コミュニティ”や“暮らし”をつくるしくみが求められています。いま、自分たちの暮らしに中にある生活福祉課題について、“気づき”“共有”から具体的なアクションを考える場として「井戸端会議（テーマ型地域会議）」を開催し、地域・人・団体・活動を“つなぐ”しかけを考えていきます。

○自治会活動へのICT活用のサポート【新規】

自治会は、役員の担い手不足などが共通課題となっており、また、コロナ禍で行事等が中止や廃止され、身近な地域でのつながり（関係性）の希薄化に拍車がかかっています。地域の中には、つながることへの拒否感も少なくありません。こうした現状を踏まえ、地域福祉推進計画の実践取組推進チームと共に「デジタルツールに関する講習会」を実施し、ICT活用による自治会活動の負担軽減や新たなコミュニティ・つながりの創出に取り組みます。

○地域活動やボランティア活動の担い手である「ヒトづくり」の推進

「ボランティアカフェ」を市内の公民館や商業施設、イベントや中学・高校などを巡回して不定期開催するほか、「公式SNS（ボランタス）」におけるボランティア募集情報の収集・発信を随時行うことで、地域活動やボランティア活動の担い手である「ヒトづくり」を推進します。

○福祉を身近に理解する場・機会の充実【拡充】

小学校や中学校等への「福祉教育」のほか、企業や地域と連携した「出前講座」や「実践研修・体験」を増やしていくことで、福祉を身近に理解する場・機会の充実に努めます。

また、新たな取組として、「社会的孤立の予防に向けた若年層向け福祉教育」の検討を行うほか、車いす体験や高齢者疑似体験などを行う際の「福祉教育サポーター」の養成を行います。

○「チームなないろ」による軽作業、地域活動への参加や交流の促進【拡充】

市の委託による参加支援事業では、社会参加のきっかけとなる多様な場・機会が求められることから、本会事業として、「チームなないろ（参加支援事業の対象者によるグループ）」に対し軽作業の場・機会を提供するほか、「ものづくり体験ワークショップ」の開催支援を行います。

また、チームなないろによる「地域イベントへの手づくり作品の出店」や、一人ひとりの好きなこと得意なことを活かした居場所「つながりイベント」の開催などを通して、軽作業以外の地域活動への参加や交流を促進します。

○「こもりがちさん家族会」の開催【新規】

ひきこもり支援を行う中では“買い物などには出かけられるが家族以外の人との付き合いがなく社会から孤立している状態”にある成人の子をもつ親に対する個別支援を行っているものの、解決に時間を要するケースや解決に至らないケースが多く、悩みを抱え込む状態が続く親の姿も見受けられます。悩みを共有することで親の不安を和らげ、本人支援に対する考え方の変容につなげることを目的に、学習と交流の機会を併せもつ「こもりがちさん家族会」を新たに開催します。

○その他の地域福祉活動の推進

これらのほかに次の各事業を実施することで、市内における様々な地域福祉活動を推進します。

- ・ボランティアグループ、福祉団体等への活動助成
- ・「おたがいさんさん号」「おたすけトラ」「ふくしのまちづくり応援グッズ」の貸出し
- ・地域福祉の推進団体（市民児協連、身体障害者更生会）事務の実施
- ・ちょいボラ活動（バルマーク、古切手、ペットボトルキャップ、プルトップ等の寄付）の推進
- ・ボランティア活動保険の受付および加入促進
- ・火災り災世帯や困窮世帯等への緊急支援（見舞金、物資・食糧支援等）

○地域福祉推進のための財源確保の強化【新規】

地域福祉推進のための取組や事業を実施していく財源として、本会では介護保険事業や貸衣装事業などの収益を充ててきましたが、これらの財源は潤沢ではなく、ここ近年は不足しているのが現状です。また、市からの補助や委託については、市の財政状況の影響が大きく、今年度に共同募金による取組を見直すことに合わせて、本会として「自主財源の確保の強化」に取り組んでいくこととします。

具体的には、本会への賛助会費のほか、善意銀行、子どもの幸せ応援基金などへの寄付の獲得に向け、法人全体で取り組んでいくこととします。また、地域にとって必要かつ共感を得られる事業や取組を実施していくと同時に、それらの成果や進展をわかりやすく伝えていくことが重要なことから、寄付PRのためのパンフレットを新たに製作します。また、寄付者へのノベルティを新たに製作し、地域福祉推進のために必要な財源の確保に取り組みます。

[拠点区分：法人運営事業／サービス区分：善意銀行運営事業]

9 彦根善意銀行運営事業

“何か地域の役に立ちたい”という温かい善意の気持ち（金品や物品）をお預かりし福祉活動に役立てるため、市内のさまざまなお店や企業の協力を得て「ひこねふくし活動応援募金箱」の設置を進めるほか、誰もが気軽に地域福祉活動へ寄付しやすい環境づくりに取り組めます。また、集まった寄付は、市内におけるさまざまな助け合い・支え合いや社会参加・就労の機会確保のための財源として活用します。

[拠点区分：基金運営事業／サービス区分：福祉基金運営事業]

10 福祉基金運営事業

誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりの推進を目的に設置している福祉基金を活用し、本会が実施する地域福祉事業の推進および充実を図ります。

[拠点区分：基金運営事業／サービス区分：子どもの幸せ応援基金運営事業]

1.1 子どもの幸せ応援基金運営事業

基金を活用し、子どもの幸せへつながる多様な場や機会、活動等の充実を図ります。また、子どもの幸せ応援の実現に向け、より多くの共感と参加へつなげていくため、広く寄付の呼びかけを行うとともに、基金への親しみを感じてもらうために「はぴとも」ロゴマークを活用した広報・PRを行います。

[拠点区分：共同募金配分金事業／サービス区分：一般募金配分金事業]

1.2 一般募金配分金事業

赤い羽根共同募金（地域助成金）を活用し、地域における福祉課題・生活課題の解決を図ります。なお、一般募金については、募金実績の上限5割が広域事業（県共同募金事業）に充てられる現状となっており、市内の福祉活動への助成総額が減少傾向にあります。このため限られた財源が有効に活用されるよう、助成内容や使い途の精査を行います。

[拠点区分：共同募金配分金事業／サービス区分：歳末たすけあい募金配分金事業]

1.3 歳末たすけあい募金配分金事業

歳末たすけあい運動の主旨を踏まえ、彦根市域における福祉・生活課題の実情に即した助成により、本会が行う「生活に困窮する個人や世帯への福祉援助事業」や「ひきこもりや社会的孤立など、生きづらさや生活課題、福祉課題を有する個人や世帯への福祉援助事業」の推進および充実を図ります。

[拠点区分：老人福祉センター運営事業／サービス区分：北老人福祉センター運営事業]

1.4 北老人福祉センター運営事業

第2期指定管理業務も最終年度を迎えることから、これまでの取組や施設が果たしてきた役割を検証しながら、シニア世代が「健康」「生きがい」「つながり」を通して、気軽にふら〜っと立ち寄れるフラットな拠点となるよう、常に利用者目線に立った事業推進と適正な施設管理を図ります。

また、住民感覚から大きくズレが生じていないかを常に意識し、費用対効果やコスト削減に向けた取り組みを展開します。

・自主事業

いきいきチャレンジ事業、健康づくり・介護予防事業、シニア世代の居場所づくり事業、子育て親子の居場所づくり・異世代交流事業、ハピネスいきいきクラブの育成事業、広報・啓発事業

- ・相談事業
生活相談（随時）、健康・介護相談（随時）
- ・施設の有効活用
自主クラブ活動・各種団体の会合等への貸館業務、電子浴の利用（常時）、入浴（月曜日・木曜日）、就職面接のための協力支援（浴室活用）、健康増進コーナー（ルームランナー・リカンベントバイク、電動ステッパー等）の充実

○相談支援課事業

[拠点区分：法人運営事業／サービス区分：福祉総合相談事業]

1 総合相談体制整備事業

どなたでも、困ったときに相談できる窓口として、相談者に寄り添い、多様な問題を安心して相談できる機関として様々な相談に対応します。複合的な課題を抱えた相談には、彦根市や関係機関、本会が運営する弁護士による無料法律相談等へ繋ぐなど、困りごとの解決に向けた支援を実施します。新たに、「見守りあんしんサポート事業」として、身寄りのない高齢者を対象に、預託金を預かる形で死後事務委任事業およびその他事業の開始に向けて準備を進めていきます。

また、支援が必要な方へ相談窓口の情報が行き届くよう、ホームページや広報紙「社協ひこね」への掲載等を通じて周知に取り組みます。

○誰もが安心して相談できる体制および情報の整備

「心配ごと相談」の常設 平日10時～16時（12時～13時を除く）

「無料法律相談」の定期開催（弁護士による無料相談） 月3件（第3木曜日）

「法人後見の受任」 2件（現在2件）

・法人後見事業運営委員会の開催 年1回開催

※彦愛犬権利擁護支援推進協議会（仮称）同時開催

「見守りあんしんサポート事業」の開始予定【新規】

2 地域福祉権利擁護事業

高齢や障害などにより、判断能力が十分でない方々が、地域で安心して生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類等の預かりサービス等、利用者の権利擁護に資する支援を行います。

また、多様化する決済手段により現金を取り扱う機会が減少する社会情勢での支援に対応していくための情報収集と職員の資質向上に努めます。利用者は、様々な面で生活のしづらさを抱えておられることから、単なる金銭管理だけではなく、お困りごとについては、関係機関との連携により少しでも利用者が望む暮らしを実現できるように支援します。

- ・地域福祉権利擁護事業の実施

専門員および支援員の配置

専門員 3名（兼務 2名）
支援員 3名

3 生活困窮者支援事業

低所得世帯や失業者等の生活再建に向けたセーフティネットのひとつとして、滋賀県社会福祉協議会から事務委託を受け、継続的な相談支援と合わせて、生活再建のための目的のある資金の貸付け相談を受け、総合支援資金のほか、福祉資金や教育支援資金等の貸付等の相談や手続きを行います。

また、本会の独自事業として生活困窮者の自立を応援する「生活つなぎ資金貸付制度」の継続実施に加え、就職面接時のスーツ無料貸出や散髪、入浴の支援を行うほか、課題を抱える相談者等への細やかな対応を図ります。新型コロナウイルス感染症の影響による収入減等で、特例貸付を受けたものの、今なお生活再建が難しい方などから状況の聞き取りを行い、償還に関する相談を受け、償還猶予等の申請支援等を行います。同時に滋賀県社会福祉協議会が実施中のフォローアップ支援員による借受人への訪問活動においては、常に支援員と連携し情報の更新を図ることで定期的な生活状況の確認等の見守り支援を継続していきます。

また、これら様々な支援を行っても、自力での生活状況の改善が難しい方へは、彦根市社会福祉課等の関係機関と連携し、生活再建が実現できるように支援します。

- ・福祉相談員の配置 3名（兼務 2名）
- ・生活福祉資金、生活つなぎ資金の貸付相談による自立支援
- ・就職面接のための身だしなみ支援、散髪支援、入浴支援の実施
- ・善意銀行への寄付を活用した困窮者の生活継続のために必要な物資の提供
- ・特例貸付の償還に伴う各種相談への対応・
- ・償還免除対象者等への生活状況の聞き取りおよび改善に向けた支援の実施

[拠点区分：法人運営事業／サービス区分：権利擁護サポートセンター運営事業]

4 権利擁護サポートセンター運営事業

湖東地域 1市4町の「彦愛犬権利擁護サポートセンター」として、高齢や障害等の理由により判断能力が十分でなくなった方も、住み慣れた地域で変わることなく尊重され、その人らしく安心した生活を送れるよう支援を行い、今まで培った関係機関との連携を生かしつつ、一つ一つの相談を広い観点で捉えながら相談者に寄り添い、運営していきます。

○啓発講座の実施

- ・成年後見啓発講座：年 2 回開催
- ・虐待防止啓発講座：年 1 回開催

○啓発周知

「地域包括支援センターいなえ」 …稲枝中学校区（稲枝東・稲枝西・稲枝北）

○包括的支援事業〔必須事業〕

（総合相談支援業務、権利擁護業務、介護予防ケアマネジメント支援業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、地域ケア会議）

○認知症早期気づきキャラバン事業

脳健康チェック付ほっとかない認知症出前講座

○一般介護予防事業

金亀体操（出前講座、体操講座、体操フォローアップ講座）

○在宅介護課事業

〔拠点区分：介護保険・障害福祉サービス事業／サービス区分：訪問介護事業〕

〔 “ ” ／サービス区分：通所介護事業〕

〔 “ ” ／サービス区分：居宅介護支援事業〕

〔 “ ” ／サービス区分：障害福祉サービス事業〕

「住み慣れた地域でその人らしく安心して生活できるように支援します」を部門ミッションに据え、介護保険利用者への・訪問介護事業（ホームヘルプサービス）・通所介護事業（デイサービス）・居宅介護支援事業（ケアプラン作成）・障害福祉サービス事業の各種事業を実施していきます。介護保険法、障害者総合支援法に基づき、可能な限り自立したその人らしい日常生活が送れるよう、常に利用者の立場に立ちニーズや状況に応じた適切なサービスの提供、支援に努めます。

それに伴い介護職員の人材確保、育成と定着を図り効率的なサービス提供体制の構築と事業の安定した運営に努めます。感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的、継続的に提供できる体制を築くため、日頃から感染防止策の徹底を図るとともに、有事に対する備えとして業務継続に向けた取組の強化等を図ります。また、地域と連携した対応の強化を推進して在宅生活の支援に努めます。

1 居宅介護支援事業（平田）

在宅生活、在宅介護における様々な困りごとを、利用者、介護者と共に考え寄り添う姿勢を忘れず、ご契約者が可能な限り自立した日常生活を営むことが出来ることを目的として日々の支援に従事していきます。

- ・介護を必要としている方やその家族への相談対応
- ・要介護認定やその他必要な申請についての助言や代行
- ・契約者（本人や家族）の同意を得てケアプラン作成
- ・介護サービス提供事業所や医療機関等、多職種連携
- ・給付管理業務
- ・入退院時の連携

- ・介護保険事業所、施設へ入所希望の際の情報提供、連携

2 訪問介護事業（平田）

「気づき→発信→共有をサービスに生かそう」を目標とし、昨年度の反省を踏まえながらチーム内での連携を深め、サービスの質を向上出来るよう取り組みます。

- ・訪問介護事業
- ・介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス
- ・障害福祉サービス事業
- ・介護保険外の自費サービス

3 通所介護事業（北）

「利用者の持てる力を取り上げない」「介護の必要な方には、安心して生活していただけるよう状況に合った介護をします」をサービス目標に掲げ、利用者一人一人のニーズに応じた支援をします。社会参加・地域貢献活動、機能訓練、調理、買い物、健康講座、畑作り、趣味活動など、利用者の意欲を高める取組に特に力を入れていきます。

- ・通所介護事業
- ・介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス
- ・自費サービスの提供(要支援認定の方)

○総務課事業

[拠点区分：法人運営事業／サービス区分：社協運営事業]

社会福祉法において規定される地域福祉推進を図る団体として、住民や関係機関をはじめ、地域や行政等から期待される使命を達成できる組織を目指し、ガバナンス強化に取り組みながら、理事会、評議員会等を適宜開催し、組織全体のマネジメント機能を高めるよう努めます。

また、事務局組織の適正な運営を図るため、人材の育成をはじめ、内部連携、経営機能・能力の強化を図っていきます。職員への計画的な研修を実施し、一人ひとりが組織人としてまた、職位に応じた役割を果たすとともに、専門職としての資質向上も図りながら、協議体としての組織運営とコスト管理を意識した財政運営を進めます。

1 法人運営体制の充実

1) 理事会、評議員会の開催

ア) 市社協の事業に対する役員等の意見反映

イ) 議決機関としての評議員会の機能と市社協事業への理解促進や地域課題の共有

2) 第三者委員会議の開催

苦情解決について、社会性や客観性を確保し、住民をはじめ利用者の立場や状況に配慮した適切な対応を図るため、第三者委員会を開催

2 事務局体制の充実

- 1) 税理士・社労士・弁護士等の専門家と連携した経営機能・能力の向上
 - ア) 税理士と連携した適切かつ安定的な経営
 - イ) 社労士と連携した適切な労務問題の解決
 - ウ) 弁護士と連携した適切な法的問題の解消
- 2) 組織人、職位に応じた質の高い人材の育成
 - ア) 外部研修を利用した計画的な研修受講
- 3) 内部研修の充実と専門職研修の受講
 - ア) ハラスメント防止のための職員研修の開催
 - イ) リーダー・管理職員を対象とした労務管理研修の開催
 - ウ) サイバーセキュリティ向上のための職員研修の開催【新規】
 - エ) スキルアップ研修の実施を通じた知識の習得と他部門の業務理解
- 4) 人事評価制度の最適な運用
 - ア) 職員の勤務状況や能力評価を通して、給与や人事に反映する仕組みについて社労士の助言・指導を得ながら試行を行い、最適な制度づくりおよび本格導入を進める
 - イ) 人事考課による評価が適正に行われるよう、職員への制度周知、考課者への研修、被考課者への面接などを適宜実施
- 5) 職員間コミュニケーションツールの活用と内部連携の強化
 - ア) 職員間コミュニケーションツール「デスクネッツネオ」を活用した内部連携の強化
 - 部署横断による迅速な情報共有を行う
 - ペーパーレス化に積極的に取り組む
 - イ) 内部連絡会議の開催
 - 連絡調整会議
 - 広報検討委員会 等
- 6) 職場環境や職員の健康等に配慮した取組
 - ア) 衛生会議・衛生委員会の開催
 - イ) ストレスチェックの実施
 - ウ) 健康診断項目の充実（付加健診等の事業主負担）や要再検査の者へ受診の促進
 - エ) 「ノー残業デイ」の実施・徹底
 - オ) 夏季特別休暇および年次有給休暇の取得促進

カ) 育児休業(出生児育児休業含む。)や産前・産後休暇制度、介護休業等の周知および対象職員への休業取得意向確認、育児休業取得促進

3 会費の使途の見える化等による会員増強

1) 重要財源であることのPRと呼びかけ強化

- ア) 賛助会費について、市内の福祉施設・団体をはじめさまざまな団体に呼びかけ共感を得ながら安定財源の確保に努める
- イ) 協力団体等について「社協ひこね」やホームページ等で公表し、地域福祉活動への協力の感謝の表明と、協力団体であることのPRを行う
- ウ) ノベルティ等の製作を検討するとともに、新たに会員増強月間を設け、職員が一丸となって市内の各法人に対して協力を呼び掛ける【新規】

4 広報事業

身近な地域の福祉活動情報について、広報紙やSNS等を通して広く発信し、住民の関心の輪を広げ、福祉活動への参加へのきっかけづくりを目的に発行します。

また、広報紙の発行について、仕分け作業を市内の障害者作業所への委託を行ったり、一般就労が難しい方の社会的就労の場としての活用を行ったりすることで、障害や生きづらさ、福祉課題のある方等の社会参加の機会の提供および拡充へつなげていきます。様々な広報媒体を活用し、地域活動や福祉情報を広く市民や無関心層へ福祉に関心を持つきっかけとして情報発信を進めます。

- ・広報紙「社協ひこね」の発行
- ・広報紙「社協ひこね」の仕分け作業ならびに搬入作業について、障害者作業所への委託および社会的就労の場としての活用
- ・広報紙「社協ひこね」点訳・音訳版の発行
- ・ホームページの運営
- ・SNS（エックス(旧ツイッター)・フェイスブック・インスタグラム)の活用
- ・大型モニターを活用したデジタルサイネージの運用検討【新規】

[拠点区分：基金運営事業／サービス区分：子どもの幸せ応援基金運営事業]

5 小児難病救済助成事業

「子どもの幸せ応援基金」(通称：はぴとも基金)を原資とし、市内に在住する小児慢性特定疾病の患者とその家族を対象に、見舞金を支給します。

- ・見舞金の支給

20件

[拠点区分：基金運営事業／サービス区分：鰐田基金運営事業]

6 鰐田基金および遺贈不動産の活用検討

遺贈いただいた市内不動産に関する諸手続きを進めるとともに、遺贈があった預貯金を原資に設立した鰐田基金の活用を前提に、「住民の地域交流拠点」や本会の「地域支援拠点」の整備について検討を進めます。

《衣装貸付事業（収益事業）》

[拠点区分：衣装貸付事業／サービス区分：衣装貸付事業]

組織の安定した経営を図り、継続的な地域福祉活動財源の獲得を通して地域福祉が推進できるよう、貸衣装事業に取り組みます。また、貸衣装利用者からのニーズが高い第2土曜日の終日営業を継続し、利用者の要望に応えます。

広報紙「社協ひこね」の各号裏面をカラーとし、広報活動を強化することによって売り上げ増となるよう努めます。また、広報活動の一環として継続して貸衣装室のインスタグラム、エックス(旧Twitter)、フェイスブックの各種SNSを更新し、利用者にタイムリーな情報を提供して売り上げにつながるように努めます。